

羽生田 だより 質問概要



内閣府特命担当大臣
経済再生・全世代型社会保障改革担当
西村 康稔



参議院議員

羽生田 俊

令和3年2月3日(水)

内閣委員会・厚生労働委員会連合審査会
～新型インフルエンザ等
対策特別措置法改正に関する質疑～



厚生労働大臣
田村 憲久

ごあいさつ

平素より私の政治活動に際し、ご理解ご協力を頂いておりますことに心より御礼申し上げます。また、コロナ禍において、懸命に地域医療をお支え頂いておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関わる特別措置法の改正に対し参議院内閣委員会・厚生労働委員会の連合審査にて「医療機関名公表」などを含む罰則のあり方など改正に伴う質問を致しました。

ワクチン接種なども実施が近づき、地域医療においての要である地域医師会が先頭に立って、接種を希望する全ての国民へ滞ること無く順当に接種が行き渡るよう、先生方のお力添えとご協力をお願い申し上げます。

このワクチン接種は地域の医師会の協力無くしては実現しません。それぞれの地域にあった地域事情に沿った形で行政との連携をご期待申し上げます。



参議院議員 **羽生田 俊**

すべての人に やさしい **医療介護** を



小児科医会からの要望を加藤官房長官へ提出



政調・新型コロナウイルス感染症対策本部にて



新型インフルエンザ等対策特別措置法改正に関する質疑



超党派「医師国議員の会」緊急要請を田村大臣に提出



令和3年2月3日(水)

内閣委員会・厚生労働委員会連合審査会 ～新型コロナウイルス等 対策特別措置法改正に関する質疑～

質疑の概要をまとめました

1

【特措法改正による新型コロナウイルスへの対応について】

羽

今回の改正は「新型コロナウイルス等」に「新型および再興型コロナウイルス感染症」を加えたもので、国民の理解が十分でない。「新型コロナウイルス感染症」という文言を入れて欲しいと感じる。今後、ワクチン接種や治療薬の創出、病気の解明などが進むことで、特別措置法にコロナウイルス感染症を含ませたことへの対応について見解を伺う。

田

特措法の対応は一定期間であり、予防接種・創薬など状況が進んでゆけば特別措置法の適応の「新型コロナウイルス等」から除外されてゆく事もありうる。現地点ではこの特措法の中において位置づけて対応することが必要な疾患と考えている。

2

【受入れ拒否をした医療機関名の公表について】

羽

「受入れ拒否をした医療機関名の公表」という罰則規定について周知が足りておらず、医療界において大変不安視する声がある。受け入れにあたっては民間病院の地域での役割や規模、医療従事者の確保、感染症対応導線や設備の確保が困難などそれぞれの実情があり、財政的にも基盤の弱い民間病院の中には「要請」にすぐ応え得ない医療機関も存在する。また、「罰則」に至るまでには十分な意思疎通や医療機関の状態確認をし「協議・検討」がなされた上で悪質であると判断されたものに限るべきである。「**罰則**」**ありきの運用にならないよう「謙抑的な運用」がなされるべきと考える。**また、国民が一致団結してこの新型コロナ感染症を乗り越えてゆくことが望まれており、民間病院も可能な限りの協力をしてゆくことを期待しています。

田

基本的にはご協力というのが前提であります。感染が広がる中において患者を受け入れて頂かねば患者の生命・健康に影響が起きてくる状況である。ただ病院にはそれぞれの事情があり、既に普段からの協力体制・信頼関係のもと医療提供を頂いている。その中でまず協力要請をかけるにおいても状況確認は重要であり、「罰則ありき」では病床確保という目的を達成出来得ない。どのように病床確保をするかが一番の肝であり、十分な状況判断が必要と認識している。「罰則」は最後の手段であり、**病床確保に務める事が目的で「よほどのことがない限りは医療機関名公表には至らない」と考えております。**

羽

いまコロナ患者受け入れをしている病院の割合として公的病院が八割、民間病院は二割と報道されていますが、現実にはベッド数で考えれば余り差はない。民間病院は数が多く病院数の割合では低くなるがベッド数は公的病院も民間病院もあり差が無いことをご承知頂きたい。

3

【国と地方自治体の連携について】

羽

もともと特措法において緊急事態宣言発出前でも都道府県知事は種々の要請が出来るとされているが、今回の改正にて新たに「まん延防止等重点措置」を設けられたことは評価に値する。しかし、国と都道府県知事の見解や対処方針に違いがあり、対策の遅れや現場での混乱が生じた現実がある。今回の改正においては運用する際、国の指示が徹底されるよう注視する必要があると考える。

西

緊急事態宣言の下では政府対策本部長（総理）から都道府県知事に対し指示が出来るが、今回の改正で緊急事態宣言の前であってもそうした指示が出来るようになりました。しかしこれは最終手段であり、どうしても国としてやって貰わなければ困る場合のもの。通常要請は知事権限であるので、国と自治体が一体となって対策をとることが基本であり、そのことが国民の皆様にも分かりやすい情報としてメッセージとして伝わっていくと考えます。一層の連携をし対応して参ります。

4

【感染症法改正により個人情報保護に対する取扱いと共有について】

羽

今回の感染症法改正において、保健所設置市の感染情報を国へ直接報告すると共に都道府県と情報共有する旨が盛り込まれました。しかし個人情報保護法に対する自治体ごとの扱いに大きな違いがあり、都道府県と政令市での連携や近隣自治体との迅速な共有など感染拡大防止に資する情報の共有に不安が残っている。現状把握や疫学情報など、国が示し情報共有する仕組みの改善が必要と考える。

田

現状は医師の届出がそのまま保健所から国に上がっており、保健所設置市、政令市等々がある場合に都道府県に連絡が行かないなど制度上の問題があった。今回都道府県にもシステム等を使いながら情報共有を頂く形になった。また感染者に関しては都道府県を越えて情報共有はなされているものの積極的疫学調査に関してはなされていない。制度上担保されていなかった者を今回の改正において組み入れた情報共有がなされるよう取り組んで参りたい。

厚生労働大臣
田村憲久

参議院議員
羽生田俊



内閣府特命担当大臣
西村康稔



羽 羽生田俊

田 田村憲久 厚生労働大臣

西 西村康稔 内閣府特命担当大臣



羽生田たかし 国会事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館319号室
TEL: 03-6550-0319 FAX: 03-6551-0319

羽生田たかし 群馬事務所

〒371-0022 群馬県前橋市千代田町2-10-13
TEL: 027-289-8680 FAX: 027-289-8681

羽生田たかしオフィシャルサイト

<https://www.hanyuda-t.jp/>

f 羽生田たかし 検索

公式アカウント @hanyuda_takashi

メール mail@takashi-hanyuda.com



自由民主党

群馬県参議院比例区第八十二支部